企画競争説明書

(QCBS方式)

業 務 名 称:フィリピン国 GX 施策推進のための情報収集・

確認調査(QCBS)

調達管理番号: 22a00778

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023 年 3 月 8 日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日: 2023年3月8日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1)業務名称:フィリピン国 GX 施策推進のための情報収集・確認調査(QCBS)

(2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定): 2023年5月 ~ 2024年3月 新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の 現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これ らにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@iica.go.ip

担当者メールアドレス: Kan. Kae@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 3月 14日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月 22日 12時
3	質問への回答	第1回 回答日
	3月14日12:00までの受領分	2023年 3月 17日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日
		2023年 3月 27日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 3月 31日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 4月 21日 11時
1 0	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
1 1	技術評価説明の申込日(順位が第	評価結果の通知メールの送付日の
	1位の者を除く)	翌日から起算して7営業日以内
		(連絡先:e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月) 」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2) に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3)日程」参照)。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html) 提供資料:

- 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022 年 4 月 1 日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記4. (3)参照
 - 2) 提出先 : 上記 4. (1) 選定手続き窓口宛、CC: 担当メールアドレス
 - 3)提出方法:電子メール
 - ① 件名:「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)
 - 注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。
 - 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断り しています。
 - 注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。
- (2)回答方法

上記4. (3)日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICAウェブサイトに掲載します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

8. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記4. (3)参照
- (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル
 - 電子データ(PDF)での提出とします。
 - ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォル ダ作成依頼メールを <u>e-koji@jica.go.jp</u> へ送付願います。
 - ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
 - ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
 - ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格</u> 納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日 程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。
- 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに 格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3)提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)
 - ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書 [例:2〇a00123_〇〇株式会社_見積書]
 - ③ 本文:特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル:「2○a00123 ○○株式会社 見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、 JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4)提出書類
 - 1) プロポーザル・見積書
 - 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ)
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1)作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1)技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点	
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上	
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分 期待できるレベルにある。	80~90%	
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%	
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達してい</u> ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%	
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%	
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われる</u> レベルにある。	4 0 %以下	

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点)=最低見積価格=100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格/(それ以外の者の価格) × 100点 ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限 額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなし て価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には 以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(上限額×0.8)/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8+(価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な 提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案い ただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附 属書IIとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と*受注者名*(以下「受注者」という。)との業務実施契約により実施する「フィリピン国 GX 施策推進のための情報収集・確認調査(QCBS)」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

2015 年に開催された COP21 では、産業革命以前に比べて世界の平均気温上昇を 2° 公以内に抑えることを目指すとしたパリ協定が締結され、2021 年 11 月に開催された COP26 では更に踏み込み、同 1.5° C以内に抑える努力を追求するとし、COP27 では同 1.5° C目標が再確認された。これを実現するためには、全世界で温室効果ガス (Greenhouse Gas: GHG) 排出量を 2030 年までに 2010 年度比で 45%削減する必要がある。世界気候リスク指数(2019 年)において、フィリピンは世界で 4 番目に気候変動の影響を受ける国として挙げられ、気候変動による海面上昇の影響で 2050 年までに 1,300km2 の国土が喪失すると推定されている。また、2000 年代に観測された台風は 63 あったが、2010 年代には 91 まで増加し、確認されている死者数は 2000 年代の倍近くの 1 万人超にのぼり、他にも資源枯渇、生態系破壊、作物被害など気候変動に起因する被害は増加傾向にある(フィリピン気象天文庁・統計局データベース)。

かかる状況に対し、フィリピン政府は、大統領府直下で気候変動対策の計画策定・取りまとめ・報告を担う気候変動委員会(Climate Change Commission: CCC)を設置し、2009年に気候変動法、2010年に国家気候変動枠組戦略(2010-2022年)、2011年に国家気候変動行動計画を策定する等、気候変動にかかる取り組みを進めてきた。

加えて、フィリピン政府は、パリ協定のもと、各国 5 年毎に国連気候変動枠組み条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC) 事務局 への提出が義務付けられている「国が決定する貢献 (Nationally Determined Contribution: NDC)」を 2021 年 4 月に初めて提出した。NDC では 2020 年から 2030 年の 10 年における取り組みがなされなかったシナリオ (Business As Usual: BAU) での累計排出量 3,340.3MtC02e に対し、排出割合の多いエネルギー、運輸、産業、廃棄物、農業のセクターにおいて、自助努力(約3%)と先進国からの財政的・技術的支援(約72%)によって計 75%の GHG 削減目標(年平均排出量約83.5 MtC02e) を掲げているが、2019 年の排出実績が239 MtC02e(世界銀行データベース)であり、目標に向けて更なる取り組みが必要とされている。

セクター毎における気候変動対策に関する現状として、運輸・エネルギーセクターではモーダルシフトの促進や、電力供給事業の民営化による再生可能エネルギーの普

及があり、後者では既に全エネルギー供給量のうち再生可能エネルギーが占める比率が30%近く(2022年フィリピンエネルギー計画)に到達している。一方、既存送配電線の脆弱性も相まって小規模短期的な停電が頻繁に発生していることから、安定した送配電が再生可能エネルギーの更なる拡大に向けた課題とされている。廃棄物セクターでは、国内に約1,000あると言われる埋立処分場から排出されるメタンガス等の削減が早急に取り組むべき課題として指摘され、管理埋立処分場への改善を進めているが増加する廃棄物量に追いついていない状況にある。農水産分野では気候変動の影響により農水産物の収穫量・漁獲量減少の可能性が危惧されており、貧困率の高い農山漁村を中心にレジリエンス強化を目的とした脆弱なインフラの改善を望む声もあるが、十分な対策が行われているとは言い難い状況である。農山村部や林地では、気候変動の影響による森林減少、土壌流亡などが進む中、緩和策として植林による森林保全などに取り組むものの、いまだ森林の質が劣化したままの状態にある。加えて、海洋生物多様性ホットスポットとしてランクされ、ブルーカーボン機能としての目的などからもサンゴ礁やマングローブなど自然資源の保全が進められているものの、気候変動や環境汚染による減少分に保全が追いついていない。

また、上述のように各セクターにおける気候変動対策が進むものの、横断的事項として GHG 排出削減目標に向けた進捗状況や資金・技術・能力開発支援状況を内容とする隔年更新報告書は、未だ提出されていない。加えて、地球温暖化対策・施策や GHG 排出量の将来予測などを内容とする「各国の事情(National Circumstance)」、GHG インベントリや NDC 進捗を報告する「隔年透明性報告書(Biennial Transparency Report)」は、2024年末の初回提出に向けた取り組みが必要な状況にある。当該国における気候変動対策の現状把握と計画策定の基礎情報となる GHG インベントリの算出は、実施機関が個別に詳細計画を立案の上、排出量を算出し、CCC へ報告する仕組みとなっている。同報告書やインベントリが提出できない一般的な要因として、標準・基礎データの不在、各実施機関や各機関地方局のキャパシティー不足が挙げられ、構成要素・算出過程のばらつきや・更新頻度・精度の低さに繋がっていると考えられる。

上記を踏まえ、本調査では、各関係機関の現状や気候変動対策に係る政策・法制度等の状況を整理するとともに課題を抽出・分析し、重点セクター(以下、第4条に記載)を主たる対象としたパリ協定実施(体制・制度改善など)・緩和・適応のための取組を、短・中長期的な観点から個別・横断的な協力可能性を検討する。本調査結果は、同分野におけるJICAの対フィリピン協力方針の策定に寄与することが期待される。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、フィリピンの気候変動対策に関する政策、取り組み状況、課題、要望などの情報収集と課題分析を通じ、重点セクターを選定の上、我が国の気候変動対策政策に留意しつつ、フィリピンの各種気候変動対策目標に貢献、また貢献に資する JICA の協力の方向性とその内容をとりまとめることを目的とする。

第4条 調査実施の留意事項

主たる相手国機関は気候変動委員会 (Climate Change Commission: CCC) とするものの、情報収集や協力プログラム案の形成に向けた検討において、関係する機関はこの

限りではない。CCC を窓口として他機関なども含めて、情報収集・共有・連携しながら調査を実施する。

「第5条 調査の内容 具体的な工程案」に示す(1)の作業(情報収集・分析)は、フィリピンの政策全般など横断的事項を含み、かつ NDC から確認できるような幅広い分野を対象とする。情報収集先は JICA から指示するものではないが、後工程における重点セクター選定、課題分析、プログラム案検討の根拠として論理的に説明が可能な情報収集を行うもの。情報収集が多岐に渡ることから現地傭人の活用による効果的・効率的な作業も可能とする。

協力プログラム案の形成に向けた検討の対象となる重点セクターは、フィリピンの NDC に記載されているセクターのうち、相手国の状況や、JICA の既往協力事業が存在する運輸・防災・水資源といったセクターの実績を考慮し、新たな協力方針の策定が必要とされる農業・都市環境・自然環境・産業・エネルギーの 5 分野に加え、政策全般(透明性、パリ協定実施能力、民間導入促進に係る事項など)を想定するが、情報収集・分析の結果次第により、これに限るものではない。

概ね、調査の開始時、中間時、終了時のタイミングに、関係者の参加による調査報告会等を開催し、調査内容等を先方政府側に共有する。これらのフィードバックを反映した最終的なとりまとめを行い、先方政府側が内容を十分に理解するよう関係者に共有する。

第5条 調査の内容

本調査は「第4条 調査実施の留意事項」にて説明しているとおり、セクター単体事項に加え、分野横断的事項なども対象として、気候変動対策関連の現状、政策・法制度や、資金、基金、民間部門を含む関係機関などの取り巻く環境について情報収集・整理を行う。

加えて民間セクターに関しては、業界団体(フィリピン日本人商工会議所など)、協会等の有無、その機能、気候変動緩和に資する対策の内容、現状の体制、その課題等に関する調査を行う。また、先方政府や自治体側が、民間セクターの気候変動対策のために推進している / 今後行う予定のある政策、計画、制度、規制、投資環境整備、優遇措置等に関する情報収集・確認と課題分析を行う。

さらに、パリ協定の実施指針における「透明性枠組み」、「グローバルストックテイク」、「市場メカニズム」等重要な議題についても、インターネット、セミナー参加等による情報収集、当該議題を担当する先方政府・日本政府の政府関係者等との意見交換などを通じて調査する。

「第4条 調査実施の留意事項」にある考え方を基に重点セクターの選定を行い、重点セクターにおける課題の分析を行う。

短期・中長期それぞれの協力プログラム案の検討に係る分析手法(項目、指標など)は調査の中で策定するものの、大きな枠組み案として、両政府政策への整合性、フィリピンの気候変動対策目標への貢献度、経済性、重要性、緊急性、その他 DAC6 項目、JICA 既往協力状況などが挙げられる。

情報収集や重点セクターにおける課題分析の結果、緊急性が確認された課題・事業 計画については、本邦(政府や企業)の対フィリピン海外展開政策や技術と照らし合わ せた詳細な課題分析を実施し、相手国政府と協議のうえ、要すれば事業コンセプトペーパー形式として、短期協力プログラム案の形成に係る検討を行う。

課題分析の結果を基に、既存の各種計画・ロードマップなどを用いて、2050年を目標年と仮定した気候変動対策に係る包括的アプローチの検討を行い、そのうちフィリピンにおける優先度や、本邦の政策、関心と合致するものを中長期協力プログラム案として形成の検討をする。

短・中長期の協力プログラム案の検討は大きく3つのカテゴリー(パリ協定実施促進支援、緩和(コベネフィット型含む)、適応)を想定し、我が国の気候変動に関連する協力政策(例:日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ2.0 における透明性・緩和・適応の三本柱の拡充や、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブにおけるロードマップ策定、財政支援、人材育成など)に沿った、JICA の協力プログラムメニュー、日本政府の支援制度、本邦企業・自治体の技術活用、援助機関との協調、資金・基金の活用、民間投資・参入促進に資する取り組み、及びそれらの組み合わせなどを検討し、かつICT 活用に留まらない新技術提案やセクター横断的な提案を含め、幅広いアプローチを検討する。

具体的な工程案を以下に示す。

- (1) フィリピンにおける気候変動対策に関する情報収集・分析2
 - 1) 産官学、国内外の関連機関、基金・資金(例:緑の気候基金など)など、フィリピンの気候変動対策目標に資するプログラム案の検討に必要な情報(政策、計画、取り組み状況、課題、要望など)の収集
 - 2) 収集した情報や既存計画などの整理および統合のマッピング
 - 3) 重点セクターの選定とプログラム案の策定にあたり、それぞれに適用する分析 手法の検討
 - 4) 重点セクター選定のための課題分析
 - 5) 重点セクターにおける課題ロングリストの整理
- (2) 重点セクターにおいて短期で取り組むべき課題の検討および協力プログラム案の 検討³((1)とほぼ同時進行)
 - 1) (1)にて確認された課題のうち、フィリピン政府において既に関心が高く、早急に改善すべき課題として確認されている事業の現状整理と詳細な課題分析によるショートリストの整理
 - 2) (1)3)にて検討された分析手法を用いて、本邦の関心や技術等を踏まえた、 JICA が取り組むべき個別具体的な短期協力プログラム案の形成に向けた検 討
- (3) 重点セクターにおいて中長期で取り組むべき課題の検討および協力プログラム案 の検討⁴
 - 1) (1)にて確認された課題のうち、フィリピン政府の NDC やその他気候変動対策

² プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項として、公開情報による仮説の検証に留まらない情報収集・分析方針の提案。

³ プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項として、特に調査の早い段階において緊急性の高い 課題を確認・整理する方法、およびその課題に対し緩和・適応もしくは双方の効果を検討できる手法の 提案。

⁴ プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項として、中長期的視点で持続的に気候変動対策に取り組める法制度・環境等の整備に向けた検討方針の提案。

に関連する政策の実現に向け、中長期的な取り組みが必要な課題を整理

2) (1)3)にて検討された分析手法を用いて、本邦の関心や技術などを踏まえ、個別事業案に加え、セクター横断・JICAのプログラム組み合わせによる波及効果なども含めた、JICAが取り組むべき中長期協力プログラム案の形成に向けた検討

第6条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。インセプションレポート以外の各報告書等の提出に先立ち、発注者が内容を事前に確認するための十分な時間を確保する(提出時期の 3 週間前を目安とする)。それぞれの報告書は、事前の発注者との協議結果が反映され、発注者が了承した内容の報告書を提出する。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

(1) インセプションレポート

提出期限: 契約締結後 10 営業日以内部数: 和・英文(電子データ)

内容: 調査計画

(2) プログレスレポート

提出期限: 契約締結後4ヶ月を目安部数: 和・英文(電子データ)

内容: 調査計画、情報収集・分析結果、短期協力プログラム案

(3) ドラフトファイナルレポート

提出期限: 履行期限2ヶ月前を目安部数: 和・英文(電子データ)

内容: 調査計画、情報収集・分析結果、短期協力プログラム案、

中長期協力プログラム案

(4) ファイナルレポート

提出期限: 契約履行期間の末日

部数: 和・英文(製本版:各10部、CD-R1部、電子データ) 内容: 調査計画、情報収集・分析結果、短期協力プログラム案、

中長期協力プログラム案

(5) 収集資料一式

提出期限: ファイナルレポートと同時

部数: 和文(電子データ)

(6) 業務月報

提出期限: 履行期間中、毎翌月5営業日以内

部数: 和文(電子データ)

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	フィリピン国における気候変動 対策の実情に基づいた効果的な	第5条 調査の方針
	情報収集・分析方針	(1) フィリピンにおける気候変動対策 に関する情報収集・分析
2	想定される緊急性の高い課題および短期協力プログラム案の提 案方針	第5条 調査の方針 (2) 重点セクターにおいて短期で取り組 むべき課題の検討および協力プログラム 案の検討
3	中長期協力プログラム案のとり まとめ方針	第5条 調査の方針 (3) 重点セクターにおいて中長期で取り 組むべき課題の検討および協力プログラ ム案の検討

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

評価対象とする類似業務は以下のいずれかに該当するもの: 気候変動対策に関連する政策の計画策定・評価・支援等に係る業務(例:長期 低排出発展戦略、緩和作業計画、パリ協定下の透明性枠組みなど)。

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者/協力プログラム検討
 - ▶ 気候変動対策(透明性)
- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約 7.98人月
- 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:業務主任者/協力プログラム検討】

- ① 類似業務経験の分野は以下のいずれかに該当するもの: 気候変動対策関連政策(例:長期低排出発展戦略関連、緩和作業計画、パリ協定の透明性枠組み、GHG インベントリ)の分析・策定・評価・支援、気候変動対策事業形成等に係る各種業務。
- ② 対象国及び類似地域:全開発途上国

- ③ 語学能力:英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者:気候変動対策(透明性)】

- ① 類似業務経験の分野は以下のいずれかに該当するもの:パリ協定下の透明性枠組み(NDC、隔年透明性報告書(BTR)、GHGインベントリ、グローバルストックテイク(GST))などの分析・作成・制度整備および能力強化支援に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域:全開発途上国
- ③ 語学能力:英語
- 【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可 とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。 なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっ ています。

(詳細:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

調査は 2023 年 5 月に開始し、2024 年 3 月にファイナルレポートを提出する 予定とします。

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
 - 1) 業務量の目途

約 25.83 人月 (現地:10.83 人月、国内:15.00 人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/協力プログラム検討(2号)
- ② 気候変動対策(透明性)(3号)
- ③ 経済分析
- 4 エネルギー
- ⑤ 産業
- 6 農業
- ⑦ 森林・自然環境
- ⑧ 都市環境
- 3) 渡航回数の目途:全28回 上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。
- (3) 現地再委託:

業務の性質や規模、想定される人月数量を鑑み再委託は適当ではないため認めません。

(4)配付資料/公開資料等

1)配付資料

無し

2) 公開資料

〈フィリピンの気候変動関連資料〉

▶ フィリピン中期開発計画 2023-2028

https://pdp.neda.gov.ph/philippine-development-plan-2023-2028/

> NDC

https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Philippines%20-%20NDC.pdf

> Climate Change Act

https://www.officialgazette.gov.ph/2009/10/23/republic-act-no-9729/

https://faolex.fao.org/docs/pdf/phi160804.pdf

➤ National Framework Strategy on Climate Change 2010-2022 https://climate.gov.ph/files/NFSCC.pdf

National Climate Change Action Plan 2011-2028 https://climate.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/NCCAP-1.pdf

Philippine Energy Plan 2018-2040 https://www.doe.gov.ph/sites/default/files/pdf/pep/Philippine%20Plan%202018-2040.pdf?withshield=2

Memorandum Circular: Climate Resilient Agriculture https://www.da.gov.ph/wp-content/uploads/2020/03/mc04_s2020.pdf

Climate-Resilient Agriculture in the Philippines https://amia.da.gov.ph/wpcontent/uploads/2018/08/CRA_Profile_Philippines.pdf

〈日本政府の気候変動関連資料〉

▶ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 https://www.env.go.jp/press/111781.pdf

► 日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ 2.0 (仮訳) https://www.env.go.jp/content/900518121.pdf

アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ
 https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528007/20210528007.html

▶ アジア・ゼロエミッション共同体

https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221215007/20221215007.html https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100420414.pdf

〈JICA の気候変動関連資料〉

▶ JICA ウェブサイト: 気候変動対策 https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/index.html

 気候変動対策分野ポジションペーパー https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/ku57pq00002cucus-att/position paper climate.pdf

➤ ゴール 13 の達成に向けた JICA の取組方針
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/ku57pq00002cucus-att/sdgs_goal_13.pdf

- > 全世界 途上国の低炭素・脱炭素成長のための透明性枠組み情報収集・確認調査

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12364352.pdf

〈他ドナーの気候変動関連資料〉

- ➤ 世界銀行: Philippines Country Climate and Development Report https://www.worldbank.org/en/country/philippines/publication/philippines-country-climate-and-development-report
- ➤ アジア開発銀行 https://www.adb.org/projects/55268-001/main

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

フィリピン国政府関係者、及び本邦政府関係機関との初回の会合については、必要に応じ発注者がアポイントの取付けを支援するため、受注者は調査スケジュールを前広に発注者に相談すること。また、本調査実施にあたり、受注者は通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる支援を必要とする場合は、JICA フィリピン事務所に随時連絡・協議すること。

(6) 安全管理

現地調査/業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置に基づき、渡航前・渡航中・渡航後に必要な手続き、対応を行うこと。JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範) は各国・地 域の治安状況の変化等により随時改定されるので渡航にあたっては常に最新の 安全対策措置を入手し、必要な手続き・対応を行うこと(https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html)。

現地調査中は JICA フィリピン事務所及び在フィリピン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022 年 4 月)」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める か否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通り とします。

- ①超過分が切り出し可能な場合:超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

86,809,000円(税抜)

なお、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- (4) 定額計上について 定額計上を指示する経費はありません。
- (5) 見積価格について

各費目にて千円未満を切り捨てした合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、 提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒マニラ (フィリピン航空)

東京⇒マニラ (全日空)

東京⇒マニラ (日本航空)

- (7)業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。 競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。
 - (8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1)業務実施の基本方針の的確性	18	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3)要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	_	-
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34	4)
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/協力プログラ</u> <u>ム検討</u>	(34)	(13)
ア)類似業務の経験	13	5
イ)対象国・地域での業務経験	3	1
ウ)語学力	6	2
エ)業務主任者等としての経験	7	3
オ)その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア)類似業務の経験	_	5
イ)対象国・地域での業務経験	_	1
ウ)語学力	_	2
エ)業務主任者等としての経験	_	3
オ)その他学位、資格等	_	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	_	_
イ)業務管理体制	_	8
(2)業務従事者の経験・能力: 気候変動対策(透明性)	(16)	
ア)類似業務の経験	8	
イ)対象国・地域での業務経験	2	
ウ)語学力	3	
エ)その他学位、資格等	3	